

〔建設発生土(残土)調査・分析依頼書 記載例〕

No.1 依頼者様情報

会 社 名	環境保全株式会社
住 所	〒192-0045 東京都八王子市大和田町2-4-14
電話番号	042-659-0868
担 当 者	残土調査課 環境一郎
携帯番号	***-****-****
メールアドレス	epc@kankyouhozen.co.jp

No.2 報告書情報

報告書宛名	建設残土株式会社
発行部数	3部
報告書発送先	〒192-0045 東京都八王子市大和田町2丁目4番15号

※1 No.2の宛名と発送先が同じの場合は□に✓を入れてください。

No.3 請求書情報

※2 電子請求書をご希望の場合は□に✓を入れてください。

請求書宛名 ※1	環境保全株式会社	☐
発行部数 ※2	1部	☐
請求書発送先 ※1	〒192-0045 東京都八王子市大和田町2丁目4番14号	☐

No.4 現場情報

件 名	(仮称)八王子市マンション建築工事
現場住所	東京都八王子市大和田町1-18-13
調査希望日	令和**年2月の第1週
残土搬出予定日	令和**年3月の第2週
現場内駐車場	あり

No.5 採取・分析情報

搬出先	〒192-0045 東京都八王子市大和田町1-1-1 受入残土株式会社	
採取箇所数	5箇所	※別紙にて添付願います
採取深度	No.1からNo.5 (GL-0.5m)	※別紙にて添付願います
現地盤状態	裸地(改良土がGL-0.2mからあるかもしれない)	
分析項目	別紙添付	※別紙にて添付願います

[注意事項]

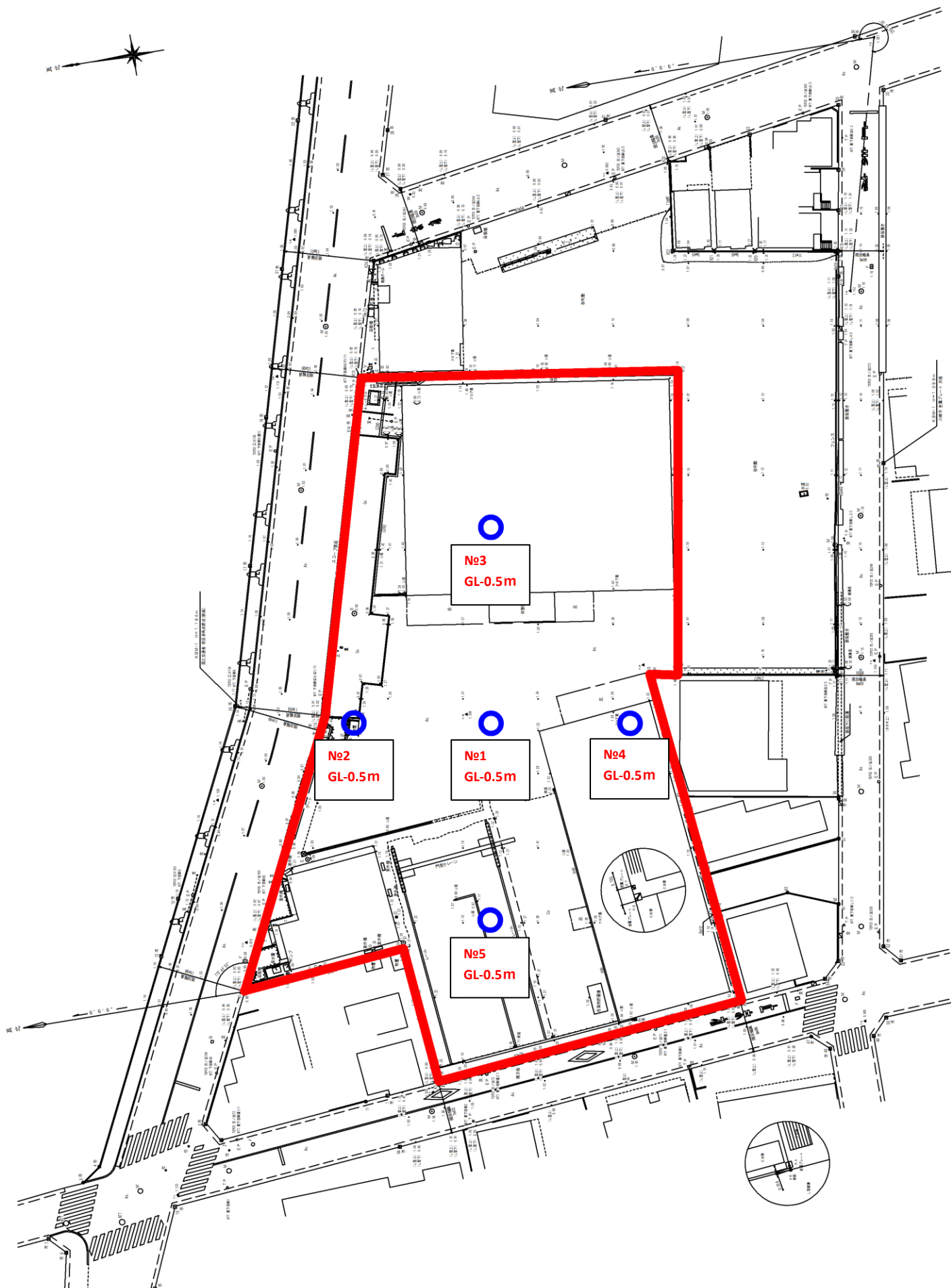
注意事項

- ・ No.4(現場情報)の調査希望日は、希望に添えない場合も御座いますので予めご了承ください。
- ・ 人力の場合0.8mを超える掘削が困難なため、BHにて掘削をお願いいたします。
- ・ 改良土等の固い地盤の場合は人力での掘削が困難なためBHにて掘削をお願いいたします。
- ・ No.5(採取・分析情報)については、依頼者様の方で受入先に確認の上、記入をお願いいたします。
- ※ No.5(採取・分析情報)の情報がない任意での採取・分析は、搬出先の受入基準を満たさず、受入拒否となる可能性がございます。任意での採取・分析で受入拒否された場合の損害等の責任は一切負いかねますので予めご了承ください。
- ・ 分析期間中または速報確認期間中での受入先変更等による仕様変更の場合は、改めて採取からの調査となる可能性がございますので予めご了承ください。
- ・ 速報の目安は1検体の場合、採取翌日から土日祝祭日除く15営業日となり、ダイオキシン類がある場合は、要相談とさせていただきます。
- ・ 報告書の発送は速報確認後翌日から、土日祝祭日除く3営業日以内とさせていただきます。
- ※ 速報確認後は、必ずメールまたは電話にてご連絡ください。

～ ご記入有難う御座いました。依頼書をもとに御見積書を作成させていただきます。～

※ 送信先:epc@kankyouhozen.co.jpまで宜しくお願いいたします ※

[採取箇所数・採取深度 添付資料 例]



[分析項目 添付資料 例]

地質分析（濃度）結果証明書

様

年 月 日

発行番号

分析機関名

代 表 者

所 在 地

電話番号

計量証明事業者の登録番号

環境計量士

㊞

㊞

年 月 日に依頼のあった検体について、溶出試験については平成3年環境庁告示第46号付表、含有量試験については平成15年環境省告示第19号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。
(検体区分・番号)

計 量 の 対 象		単 位	測定値	定量下限値	基準値	計 量 方 法
溶 出 試 験	カドミウム	mg/ℓ			0.003以下	日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4
	全シアン	mg/ℓ			不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く) 昭和46.12 環告第59号付表1
	有機燐	mg/ℓ			不検出	昭和49.9 環告第64号付表1、 日本産業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの
	鉛	mg/ℓ			0.01以下	日本産業規格 K0102 54
	六価クロム	mg/ℓ			0.05以下	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く)
	砒素	mg/ℓ			0.01以下	日本産業規格 K0102 61
	総水銀	mg/ℓ			0.0005以下	昭和46.12 環告第59号付表2
	アルキル水銀	mg/ℓ			不検出	昭和46.12 環告第59号付表3、昭和49.9 環告第64号付表3
	P C B	mg/ℓ			不検出	昭和46.12 環告第59号付表4
	ジクロロメタン	mg/ℓ			0.02以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	四塩化炭素	mg/ℓ			0.002以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	クロロエチレン	mg/ℓ			0.002以下	平成9.3環告第10号付表
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ			0.004以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ			0.1以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ			0.04以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ			1以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ			0.006以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	トリクロロエチレン	mg/ℓ			0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ			0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ			0.002以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
	チウラム	mg/ℓ			0.006以下	昭和46.12 環告第59号付表5
	シマジン	mg/ℓ			0.003以下	昭和46.12 環告第59号付表6 第1、第2
	チオベンカルブ	mg/ℓ			0.02以下	昭和46.12 環告第59号付表6 第1、第2
	ベンゼン	mg/ℓ			0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	セレン	mg/ℓ			0.01以下	日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
	ふっ素	mg/ℓ			0.8以下	日本産業規格 K0102 34.1、34.4 昭和46.12環告第59号付表7
	ほう素	mg/ℓ			1以下	日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
	1,4-ジオキサン	mg/ℓ			0.05以下	昭和46.12環告第59号付表8
含 有 量 試 験	銅（農用地）	mg/kg			125未満	昭和47.10 総令66号第1条第3項及び第2条
	砒素（農用地）	mg/kg			15未満	昭和50.4 総令31号第1条第3項及び第2条
	水銀及びその化合物	mg/kg			15以下	昭和46.12 環告第59号付表2
	カドミウム及びその化合物	mg/kg			45以下	日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4
	鉛及びその化合物	mg/kg			150以下	日本産業規格 K0102 54
	砒素及びその化合物	mg/kg			150以下	日本産業規格 K0102 61
	六価クロム化合物	mg/kg			250以下	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く)
	ふっ素及びその化合物	mg/kg			4,000以下	日本産業規格 K0102 34.1、34.4 昭和46.12環告第59号付表7
	ほう素及びその化合物	mg/kg			4,000以下	日本産業規格 K0102 47.1 47.3、47.4
	セレン及びその化合物	mg/kg			150以下	日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
	シアン化合物	mg/kg			(遊離シアン) 50以下	日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く) 昭和46.12 環告第59号付表1
検体の性状		形状			色	
備考		発生場所： 発生事業者名：	工事名：			

※ 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：